

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

## くろーずあっぷ

- 20 登別市土地開発公社所有地と市所有地を売却します
- 22 市民サービスグループからのお知らせ
- 24 市民見学会
- 25 高齢・介護グループからのお知らせ
- 26 短期人間ドック・脳ドックを受診しませんか
- 27 医療制度が変わりました
- 29 狂犬病予防注射を行います
- 30 市営・道営住宅の入居者を募集します
- 31 公共下水道を利用できる区域が広がりました
- 32 ふおれすと鉱山からのお知らせ
- 34 子育て支援センターからのお知らせ

## 毎月のお知らせ

- 18 健康相談・診査
- 19 5月の歯科救急医療
- 21 無料法律相談・くらしの無料相談
- 28 6月の粗大ごみ収集
- 28 5月下旬～6月中旬の市立図書館行事
- 37 今月の新着図書
- 37 不用品ダイヤル市

## 市税などがコンビニエンスストアで納付できます

対象は、4月1日以降に市が発行した納付（入）書（市・道民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、後期高齢者医療保険料）です。

ただし、納税（納付）金額が30万円を超える納付書、バーコードの表示がないものは納付できません。

また、納付書のバーコード部分がよくれているなどの場合、納付できません。

※納付できない店舗が一部ありますので、詳しくはお問い合わせください。

さい。

※これまでどおり、銀行や郵便局でも納付できます。

なお、これまで1冊にとじていた納税（納入）通知書は、平成20年度から通知やお知らせはとじ、納付書（納めるための用紙）はとじていません。納付の際は、納期を確認の上、納付する分の納付書だけを提示してください。

領収書は1枚ずつ分かれていきますので、紛失に注意し、大切に保管し



てください。

- ▼問い合わせ 税務G (☎85) 1155
- 5)、国保・年金G (☎85) 177
- 1)、高齢・介護G (☎85) 572
- 0)

## ご存じですか 軽自動車税の減免制度

身体などに障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。



※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 税務G (☎85) 1155

## 5月5日～14日は 子育て啓発週間です

気温も高くなり、子どもたちが元気に走り回れる季節となりました。自転車や散歩など家族みんなで体を動かして遊びませんか。

### ●子育て啓発週間中の事業

- ◎このぼりマラソン大会
- ▼日時 5月5日(月) 9時～
- ▼場所 市営陸上競技場
- ◎移動子育て支援センターの開設
- ▼日時 5月14日(水) 10時～12時
- ▼場所 鷺別公民館
- ▼申請期限 5月26日(月)
- ▼問い合わせ 子育てG (☎85) 5634

## 忘れずに納めましょう ～納期限は6月2日(月)です～

固定資産税・都市計画税（第1期）と軽自動車税の納期限は6月2日(月)です。納税通知書は、5月中旬に各家庭に郵送する予定です。納入には、便利な口座振替制度もありますので、ご利用ください。

▶問い合わせ 税務G (☎85) 1155